

きくがわ環境だより

令和2年6月発行
発行 環境推進課

今年度も生ごみ処理機購入補助金を実施しています！

今年度も、生ごみ処理機を購入される方にごみの減量化を目的に補助金を交付しています。詳細については下記の内容のとおりですので、ぜひ購入する方は補助金をご活用ください。



【対象者】

- ・菊川市に住民票があり、現にお住まいの方
- ・市税を滞納していない方（同一世帯に属する方も含む）
- ・市内の販売店で購入する方
- ・過去5年以内に市から処理機器の購入補助を受けていない方

【対象機器】

- ・乾燥式家庭用電化製品…購入額の2分の1を補助（上限額3万円）
- ・バイオ式家庭用電化製品…購入額の2分の1を補助（上限額5万円）
- ・コンポスト容器…購入額の2分の1を補助（上限額3千円）



・乾燥式



・バイオ式



・コンポスト容器

【申請方法】

- ・必ず機器購入前に下記申請書類を提出して下さい。

※申請の際に必要な書類

- ①補助金申請書[菊川市ホームページ：くらし→ごみ・リサイクル→助成・支援よりダウンロードできます]
- ②購入機器のわかるもの[パンフレット等]
- ③購入金額の分かる見積書の写し[購入先で見積もりを出してもらってください]

問い合わせ：環境推進課環境推進係（TEL35-0916）

原則

野焼きは禁止

■近所迷惑になっていませんか？

洗濯物に臭いがつく、煙を吸って体調が悪くなった。野焼きによる火災の発生など。

■野焼き禁止の例外について

◆国や地方公共団体が施設の管理のために行う焼却

(例：河川敷の草焼き、道路側の草焼き)

◆震災などの災害の予防・応急対策または復旧のために行う焼却

(例：災害時の応急対策、火災予防訓練等)

◆風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

(例：どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの焼却)

◆農業・林業などを営むために行う焼却

(例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却)

◆日常生活を行う上で行われる軽微な焼却

(例：落ち葉焚き、キャンプファイヤー)

例外の場合でも、むやみに焼却してはいけません。

- ・風向きや時間帯を考慮してください。
- ・乾燥注意報・強風注意報が発令されている時は、野焼きをしないでください。
- ・苦情があった場合には、野焼きの中止をお願いします。

■野焼き禁止の例外の焼却を行う場合の事前の手続きについて

火災予防条例に基づき、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書※」を菊川市消防署に提出してください。電話による受付も行っています。この届出書は、消防機関が野焼きの実施状況を把握するものです。(この届出は消防機関が実施状況を把握するための届出であり届出したことで焼却行為を許可するものではありません)

※「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」様式

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shoubouhonbu/sinnseitodokede.html>

菊川市ホームページ：くらし→消防本部→申請様式

問い合わせ：環境推進課環境政策係 0537-35-0916

菊川市消防署 0537-35-0119